

介護関連審議会等ダイジェスト

■第11回社会保障審議会福祉部会（1月16日）

【概要】「地域公益活動」(会計監査人の設置等)について議論した。
【地域公益活動】○地域公益活動を法人の責務とし、所轄庁への実績報告と公表を義務付ける。○「再投下対象財産」を保有する法人は①社会福祉事業(施設の新設増設、人材開発など)②地域公益事業(既存施設外で無料または低額の公益事業)③公益事業の優先順序で「再投下計画」を策定し、公認会計士または税理士の確認を受け、所轄庁の承認を得る。
※再投下対象財産 利益剰余金から事業継続に必要な財産額(本来事業の活用する土地、建物などの財産、建て替えや修繕に必要な費用、手元流動資金、を控除した額。負債との重複部分は調整する。)

■第6回外国人介護人材入力の在り方に関する検討会（1月23日）

【概要】これまでの議論を整理した「中間まとめ案」について意見交換した。技能実習制度の改正、平成27年度内に施行予定)に合わせ、条件付きで「介護」を対象職種に追加することを適当とした。

■第7回外国人介護人材入力の在り方に関する検討会（1月26日）

【概要】条件付きで「介護」を技能実習制度の対象職種に加えることを認める厚労省の「中間まとめ案」を議論した。(注)EPA(経済連携協定)との関連については次回以降に議論する(開催日未定)。
【中間取りまとめ(要点)】
【基本的な視点】外国人実習生の受け入れによって(ア)介護職のイメージ低下を招かないようにする(イ)日本人労働者の処遇・労働環境の改善努力が損なわれないようにする(ウ)介護の質を担保し、利用者の不安を招かないようにする。
【具体的な対応】(以下の条件で)外国人技能実習制度(現在、68職種)に「介護」を職種追加することが適当である。
①業務内容・範囲 明確化する(身体介護は必須業務)。
②コミュニケーション能力 1年目(入国時)は基本的な日本語を理解できる水準である日本語能力「N4」程度を要件とし、さらに「N3」を望ましい水準として、事業者の自主努力を求め、2年目への移行を図る。(注)日本語能力はN1も高い。N3は日常的な場面面で使われる日本語がある程度理解できるレベル。
③到達レベル 「1年目修了時」指示の下であれば、決められた手順等に従い、基本的な介護を実践できる(2年目修了時)指示の下であれば、利用者の心身の

■第12回社会保障審議会福祉部会（1月23日）

【概要】地域福祉推進の基盤となる「地域協議会」(広域に展開する社会福祉法人に対する所轄庁の指導監督)「法人の合併」について議論した。
【地域協議会】所轄庁が既存の福祉関係の協議会を活用し、制度横断的に開催する。
【広域社会福祉法人の指導監督】法人の主たる事務所がある所轄庁に対し、事業所のある行政庁が意見を述べることでできる規定を設ける。
【法人の合併】一般社団・公益財団と同様に、評議員会の議決を必要とし、評議

状況に応じた介護を一定程度実践できる(3年目修了時)自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方を身につけ、利用者の心身の状況に応じて介護を一定程度実践できるレベル(※5年目修了時)自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方を身につけ、利用者の心身の状況に応じて介護をできるレベル。
※現行の技能実習生の在留期間が最長3年だが、政府は最長5年に延期する方針。
④実習機関 介護福祉士受験資格要件の実務経験として認められる施設に限定し、訪問介護サービスは対象とすべきではない(反対意見あり)。
⑤実習体制 技能実習指導員は介護福祉士資格を要件とし、常勤職員30人以上の機関の受入れ外国人は常勤職員数の10%までとすることが適当である。夜勤は2年目移行の実習生に限定する。
⑥処遇 日本人が従事する場合の報酬と同等以上とする。EPAの経験を踏まえ、公益社団法人国際厚生事業団を参考とし、募集時に賃金などの要件を審査。受け入れ後も賃金台帳の確認や監理団体の定期報告やガイドライン作成などが必要である。
⑦監理団体 「現行の監理団体には責務に確実な根拠がなく、実習実施機関の状況確認が不十分」との指摘があり、新たな監理運用機関による指導・監督の強化が必要。
【在留資格】介護福祉士資格取得者を「専門の人材」として在留資格を付与し、日本人と同様に(長期)就労を認める制度にすべき。介護福祉士養成施設設の外国人留学生受入れ定員に上限を定めるべき。
【意見交換】「介護人材不足を補うために技能実習制度の対象(職種)に介護を追加するのはなく、日本の優れた介護技術やアジア諸国に移転することが目的であることも」と強調すべきだ。「技能実習生制度は実態として(賃金未払いなどの)問題が多く、制度そのものの見直しが必要だ」など。

【第3回福祉人材確保専門委員会（1月27日）】
【概要】これまでの議論を踏まえ、介護人材確保の具体的な方策について再議論した。次回、専門委としての意見をとりまとめる。
【参入促進】介護への理解や関心を高め、就活期にある年代層や一時的に介護から離れた人への情報提供や支援を行ったりする。
【労働環境・処遇改善】初任者への支援、キャリアパス・賃金体系の充実、業務負担の軽減などによって離職を防ぐ。
【資質の向上】介護人材を介護福祉士「研修等」を修了して一定の水準にある者「基本的な知識・技能を有する者」の3層に大別し、各層ごとにキャリアパスを整備して能力を向上させる。中核となる介護福祉士の資格取得方法の一元化や専門性の評価についても検討する。
【役割分担と連携】国、地方自治体、介護事業者、介護従事者、経済団体、労働関係団体などが役割に応じて主体的に取り組み。国は福祉人材確保方針を見直し、老人保健施設など介護保険サービス事業を新たに適用対象とする。
【意見交換】「初任者研修の内容は保育や福祉の現場でも共有できるものにしたらどうか」など。

【第27回社会保障審議会（1月29日）】
【概要】厚労省が今後のスケジュール(※平成27年度予算案、1月13日)にまとめた医療制度改革(都道府県が財政運営の責任主体となる等)などについて報告した。会長に西村周二(医療経済機構所長)を再任した。
【第13回社会保障審議会福祉部会（2月5日）】
【概要】社会福祉法人の定款の公表(法律遵守の整備、厚生労働省が示した社会福祉法人改革案を審議し、大筋で了承した。
【定款の公表】経営組織の強化や再投

下計画に基づく社会福祉事業または公益事業を定めた定款を公表する。
【法律遵守】理事の職務執行についてコンプライアンス確保のための体制整備を理事会の議決事項とし、一定規模以上の法人には義務付ける。
【社会福祉法人改革案(要点)】
◇経営組織の見直し
◇役員報酬の公表を法律で明記する。
◇適性かつ公平な支出管理
◇役員報酬 定款または評議員会の議決で決定。報酬総額を公表し、個別報酬を所轄庁への報告事項とする。特別な利益供与を禁止するため100万円超の取引を開示。
◇地域における公益的取組み 生計困難者への低額・無料の福祉サービスなど社会貢献活動を法人の責務と位置付ける。
◇内部留保
いわゆる内部留保から事業継続に必要な財産額を控除した財産を「再投下可能財産」と位置付ける。再投下の優先順序は①社会福祉事業②制度化されていない地域公益事業③その他とする。再投下計画は評議員会の承認を得た上で、公認会計士または税理士の確認書を付け、所轄庁の承認を得る。地域の福祉ニーズを把握する「地域協議会」を開催する。
◇行政の関与
法人の自律性を前提に、立ち入り調査など行政の関与を強化する。所轄庁が適切な運営や会計処理を行っている」と認めた法人には定期監査の延長など

【「ちびっく傍聴席」】
ウの目力カが目
○「味の落ちた天ぷらみたいだな...」2月6日昼前、介護給付費分委会が閉会し、東京・九段の会場を出たあと、旧知の社会部記者がつぶやいた。平成27年度介護報酬が決まったが、基本報酬は軒並みカット。改革案には「加算(新規)の文字がやけに目立つ」。
○「厚生労働省の説明によれば、ユニット型個室特養(要介護5)の場合、基本報酬は947から894単位に引き下げられる(▲5.6%)。それでも介護職員処遇改善加算と日常生活継続支援加算の引き上げに加え、個別機能訓練加算、看護体制加算、夜勤配置体制加算、栄養配置体制加算を取れば、トータルで増えちゃう」。
○「財務省から頭をくっとう抑え込まれたわりには、厚労省はよく頑張った。加算でも報酬は報酬だから」と返す。
「衣ばかり厚くして、身を薄く小さくする。それって、天ぷら屋の「ちびっく傍聴席」(横)

個室ユニット推進協ニュース Number 96

【発行】一般社団法人全国個室ユニット型施設推進協議会 〒226-0015 神奈川県横浜市緑区三保町171-1 TEL: 045-921-0462 / FAX: 045-921-0472
▽高い収支差がマイナス要因に
▲2・27%の在宅・施設別は、在宅分▲1・42%、施設分▲0・85%。目的別の配分をみると、介護職員処遇改善分+1・65%、加算などサービス充実分+0・56%その他(基本報酬をさ)▲4・48%となり、今回の改定の大きな狙いが基本報酬の大幅な引き下げと加算積み上げにあることが分かる。
厚労省は、改定の基本的な考え方とし

◎個室ユニットケア推進協議会
個室ユニットケアの充実を目指し、自民党国会議員による「個室ユニットケア推進協議会」が2月6日、衆議院第1会館で開かれ、議員(代理含む)約30人が参加した。会長に石原伸晃衆議院議員(元自民党幹事長)、事務局長に赤枝恒雄衆議院議員(衆院厚生労働委員会理事)がそれぞれ就任した。

基本報酬軒並み引き下げ 平成27改定 ユニット個室型特養 6%近いダウン 厚労省「加算取得で回復可能」と説明
2月6日、社会保障審議会介護給付費分科会(分科会長・田中滋慶慶義塾大学名誉教授)は厚生労働省が諮問した平成27年度介護報酬改定案を承認し、同審議会に報告することを決めた。改定率マイナス2・27%の政府方針を受け、厚労省は基本報酬を全体的に引き下げる一方、中重度要介護高齢者や認知症高齢者への対応強化や介護職員処遇改善加算積み上げなどによって、「地域包括ケアシステム」の構築を目指す。加算が取れない事業者が経営に行き詰まる恐れも考えられ、介護業界は厳しい経営運営を迫られる。(注)3面の「平成27年度介護報酬改定の要点」参照。

また、在宅生活を継続するため積極的な連携体制を整備する定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護などに加算する(ただし区分支給限額基準額の算定に含めない)。
さらに看取りの対応を強化するため、小規模多機能型居宅介護に看取り連携加算、介護老人福祉施設の死亡日以前4日以上30日以下の加算を引き上げる。口腔・栄養管理を充実させるため経口維持(移行)加算などを見直す。
【介護職員処遇改善の推進】介護職員処遇改善加算をさらに積み重ねて人材確保を推進する。また介護福祉士の配置数を増やして「介護の質」の向上を目指す。介護職員処遇改善は現行3区分を4区分に改め、キャリアパス要件(職務等に応じた賃金体系など)と定量要件(賃金以外の処遇改善)を満たすことが必要になる。厚労省は月額1万2千円相当の加算を見込んでいた。介護予防の訪問看護や福祉用具販売、居宅介護支援など対象に改め、キャリアパス要件(職務等に)を5.9% (加算Ⅱ) 3.3% (介護老人保健施設はそれぞれ2.7%、1.5%) 「サービスの適性化、効果的・効率的な提供体制」
厚労省は政府の骨太の方針を踏まえ、各サービスの運営実態も勘案するなどして評価した」と説明した。
適正化の柱は基本報酬の引き下げ。サービスによって引き下げ率が異なるが、介護老人福祉施設(特養)は▲5%、6%台の大幅な引き下げとなる。新旧の多床室の報酬区分は今年8月で撤廃する。(参考)ユニット型個室は▲5%後半、在宅強化型多床室と通常型多床室の介護老人保健施設は▲1%後半。社会問題にもなった集合住宅の住居者に対する過剰サービスを解消するため、事業所と同一敷地内または隣接する敷地内にある建物(有料老人ホーム、サ高住などに限る)の居住者へのサービス提供

返済猶予と個室7割普及を 赤枝会長が緊急コメント
赤枝雄一推進協会長は、6日の介護報酬改定について以下のようにコメントした。「今回の改定はユニット型施設として厳しい。特に新設の施設にとっては大変厳しい改定である。新設の施設では加算がとりにくいために、基本報酬部分のマイナスが直接、施設運営に大きく影響している。資金収支の悪化により経営破綻する施設が出てくることも予想される。推進協としては資金繰りの救済策として独立行政法人福祉医療機構へ資金の借換え、または返済期間延長を要請したい。また、国の目標として掲げるユニット型施設7割普及の早期実現とインセンティブの働く介護報酬の改定を、今後も引き続き政府に要望していきたい。」
2月25日(水) 静岡支部地域ネットワーク会
『利用者の日常に合わせた介護とは』『介護保険制度の最新情報について』
会場：男女共同参画センター「あざれあ」5F第3会議室 参加費：無料
『平成27年度介護報酬改正について』研修会のご案内
3月7日(土) 北海道支部地域ネットワーク会
『重度化対応と福祉機器の活用』『介護報酬改正について』他
会場：北星学園大学 B棟500号室 参加費：3,000円

基本報酬軒並み引き下げ 平成27改定 ユニット個室型特養 6%近いダウン 厚労省「加算取得で回復可能」と説明

また、在宅生活を継続するため積極的な連携体制を整備する定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護などに加算する(ただし区分支給限額基準額の算定に含めない)。
さらに看取りの対応を強化するため、小規模多機能型居宅介護に看取り連携加算、介護老人福祉施設の死亡日以前4日以上30日以下の加算を引き上げる。口腔・栄養管理を充実させるため経口維持(移行)加算などを見直す。
【介護職員処遇改善の推進】介護職員処遇改善加算をさらに積み重ねて人材確保を推進する。また介護福祉士の配置数を増やして「介護の質」の向上を目指す。介護職員処遇改善は現行3区分を4区分に改め、キャリアパス要件(職務等に)を5.9% (加算Ⅱ) 3.3% (介護老人保健施設はそれぞれ2.7%、1.5%) 「サービスの適性化、効果的・効率的な提供体制」
厚労省は政府の骨太の方針を踏まえ、各サービスの運営実態も勘案するなどして評価した」と説明した。
適正化の柱は基本報酬の引き下げ。サービスによって引き下げ率が異なるが、介護老人福祉施設(特養)は▲5%、6%台の大幅な引き下げとなる。新旧の多床室の報酬区分は今年8月で撤廃する。(参考)ユニット型個室は▲5%後半、在宅強化型多床室と通常型多床室の介護老人保健施設は▲1%後半。社会問題にもなった集合住宅の住居者に対する過剰サービスを解消するため、事業所と同一敷地内または隣接する敷地内にある建物(有料老人ホーム、サ高住などに限る)の居住者へのサービス提供

は、居住人数にかかわらず、減算する。特養関係では、介護職員など直接処遇職員が地域貢献に柔軟に対応できるよう専従要件を見直すほか、多床室の入居者で一定所得のある人は室料相当分の居住費(月額1万4100円前後、8月実施)を負担するようにする。利用者負担第1段階(第3段階は補足給付で実負担はない)介護老人保健施設では看護職員や介護職員が併設するサービス事業所でも従事できるようにするため、専従労働要件を見直し、一部の非常勤職員がカバードけるようにする。
▽加算取得で生き残り?
閉会後、厚労省老健局長は「特養などの介護事業者から基本報酬引き下げ幅が大きすぎるという意見が出ていることは承知しているが、加算を取ることが回復は十分可能だ」と説明した。
厚労省が作成した「改定イメージ」によると、ユニット型個室・要介護5の場合、基本サービス(基本報酬)は947単位から894単位に引き下げられるが、処遇改善加算や日常生活継続支援加算など6つの加算を取得すると、合計が1062単位から1065単位と3単位増える計算。さらに看取り加算などの取得も可能だといふ。
しかし、分科会委員の1人は「加算が取れず、事業所が縮小されたり、閉鎖されたりしたら、一番困るのは地域の利用者。今後、基本報酬の在り方をもっと深く議論すべきだ」と指摘した。(横)

3月にも社福改正案提出へ 福祉部会 厚労省が改革案
社会保障審議会福祉部会(部会長・田中滋慶慶義塾大学名誉教授)は2月12日、厚生労働省が示した社会福祉法人改革案を承認した。厚労省は3月中にも社会福祉法など関連法の改正案を国会に提出する方針。
改革案は、基本的な考え方について一部法人の不適正な運営などによって社会福祉法人に不適する国民の信頼が揺らいでおり、経営組織の見直し、運営の透明性の確保、財務規律性の確立、地域社会への貢献などによって信頼を回復すべきだとしていた。具体的な取り組みとして、役員報酬基準の公表や再投下資産を使った社会貢献事業の義務付けなどを盛り込んだ。3月号ダイジェストに要点を掲載予定14面

【発行】一般社団法人全国個室ユニット型施設推進協議会 〒226-0015 神奈川県横浜市緑区三保町171-1 TEL: 045-921-0462 / FAX: 045-921-0472

収支率6.2% 推進協の経営実調結果 ▲2%改定で約4割が借入金償還困難に



推進協は1月23日、東京都港区のフクラシア浜松町で経営実態調査報告会・介護保険制度改正研修会を開いた。

第1部は、藤村一朗介護保険委員長が「推進協が実施した平成26年度経営実態調査の結果」について報告した。厚生労働省の平成25年度介護事業経営実態調査結果の介護老人福祉施設の収支率は8.7%であったが、推進協調べでは6.2%であり、2.5%も乖離があると述べた。独立行政法人福祉医療機構の平成25年度経営実態調査結果は6.4%。

マイナス2%の改定でも推進協の約4割の施設が借入金の償還が困難になることが予想され、大変厳しい状況であると述べた。



杉山明喜雄公認会計士

の講演をした。

厚労省は、社会福祉法人の内部留保（発生源内部留保）を明確化し、事業継続に必要な財産（控除対象財産）を超える内部留保を「余剰財産」と位置付け、余剰財産については再投下対象財産として「地域貢献活動」に使用することとしている。余剰財産とはすべての財産から控除対象財産を引いたものであり、控除対象財産の算定方法は今後検討課題ではあるが、算定の仕方により控除対象財産の金額が大きく増減することとなり、施設の新設のための積立や将来の建替、大規模修繕、設備更新のための積立が実質的に制約を受けることになる。

余剰財産等の取扱いについては、今後の議論を経て制度化されることになるが、余剰財産の制度化は、法人運営のあり方に大きな影響を与える可能性がある。

内部留保については今後の法人運営に必要である旨の説明責任に基づくこととされており、中長期計画に基づき社会福祉法人の新たな予算管理の必要性を強調した。また、適正な利益が確保されてこそ社会福祉法人の財政基盤の安定が図られ、維持・存続・発展につながる。適正な利益は、法人の中長期的な事業計画により決定される。資金収支予算から、介護保険事業の採算性を判断できる利益予算を作成し、月次管理を実施していくことも重要であると述べた。



懸上忠寿課長補佐

第2部は厚生労働省高齢者支援課の懸上忠寿課長補佐が「平成27年度介護報酬改定について」の講演をした。具体的な数字の発表時期についての質問や、看護師不足の表情を訴える声も聞かれた。

- Ⅰ 基本的な考え方
- ◆ 介護報酬改定率 ▲2.27%
- ◆ 内訳（配分別）処遇改善Ⅰ・65%、介護サービス充実Ⅰ・56%、その他 ▲4.48%
- ◆ 内訳（在宅・施設別）在宅分 ▲1.42%、施設分 ▲0.85%
- Ⅱ 基本的な考え方と対応
 - ・ 中重度の要介護者や認知症高齢者の対応をさらに強化する。
 - ・ 介護人材確保対策を推進する。
 - ・ サービス評価の適正化と効率的な提供体制を構築する。
- Ⅲ 各サービス報酬・基準の見直し
- ◆ 居宅介護支援 ケアマネジメントは介護支援専門員の基本業務であり、基本報酬に包括化する。
- ◆ 「認知症加算」「独居高齢者加算」各150単位↓基本報酬に包括化
- ◆ 訪問系サービス
 - ◆ 訪問介護 中重度者を重点的に受け入れ、人員基準を上回る常勤のサービス提供責任者を配置する事業所に「特定事業所加算（Ⅳ）」（新規）1日につき5%を加算する。
 - ◆ 訪問看護 緊急時訪問看護加算、特別管理加算、タイムナル加算のいずれについても一定以上の実績のある事業所に「看護体制強化加算」（新規、一カ月300単位）を加算する。
 - ◆ 訪問リハ 社会参加が維持できるような訪問リハを提供する事業所に「社会参加支援加算」（新規、1日17単位）を加算する（通所リハ共通）。
 - ◆ 集合住宅居住者へのサービス提供 事業所と同一敷地内または隣接敷地内の建物（サ高住など）の居住者への訪問系サービスは人数にかかわらず10%減算する。
- ◆ 通所系サービス
 - ◆ 通所介護 認知症（自立度Ⅲ以上）や要介護度3以上を積極的に受け入れる事業所を評価。「認知症加算」（新規、1日60単位）・中重度者ケア体制加算（新規、1日45単位）を加算する。
 - ◆ 通所リハ ▽ADLや社会参加などに焦点を当て、訪問と通所の組み合わせができる新たな報酬体系を導入する。「生

平成27年度介護報酬改定の要点

（注）算定要件や基準の変更などは大幅に省略しました。詳細は厚労省や推進協のホームページでご確認ください。

◆ 短期入所系サービス

- ◆ 短期入所生活介護
 - ▽「緊急短期入所所受人加算」を1日60単位↓90単位に充実に変更する▽重度者の対応を強化するため「医療連携強化加算」（新規、1日58単位）を加算する▽小規模多機能型居宅介護と複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）の緊急対応を評価する▽短期利用居宅介護費（単位数は要介護ごと）を新設する。

◆ 通所サービス

- ◆ 通所介護
 - ▽夜間や複数事業所の基準を緩和する▽同一建物居住者へのサービスの評価を適正化する（1カ月600単位減算）。

平成27年度介護報酬改定の要点

（注）算定要件や基準の変更などは大幅に省略しました。詳細は厚労省や推進協のホームページでご確認ください。

◆ 短期入所系サービス

- ◆ 短期入所生活介護
 - ▽「緊急短期入所所受人加算」を1日60単位↓90単位に充実に変更する▽重度者の対応を強化するため「医療連携強化加算」（新規、1日58単位）を加算する▽小規模多機能型居宅介護と複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）の緊急対応を評価する▽短期利用居宅介護費（単位数は要介護ごと）を新設する。

◆ 通所サービス

- ◆ 通所介護
 - ▽夜間や複数事業所の基準を緩和する▽同一建物居住者へのサービスの評価を適正化する（1カ月600単位減算）。

平成27年度介護報酬改定の要点

（注）算定要件や基準の変更などは大幅に省略しました。詳細は厚労省や推進協のホームページでご確認ください。

◆ 短期入所系サービス

- ◆ 短期入所生活介護
 - ▽「緊急短期入所所受人加算」を1日60単位↓90単位に充実に変更する▽重度者の対応を強化するため「医療連携強化加算」（新規、1日58単位）を加算する▽小規模多機能型居宅介護と複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）の緊急対応を評価する▽短期利用居宅介護費（単位数は要介護ごと）を新設する。

◆ 通所サービス

- ◆ 通所介護
 - ▽夜間や複数事業所の基準を緩和する▽同一建物居住者へのサービスの評価を適正化する（1カ月600単位減算）。

平成27年度介護報酬改定の要点

（注）算定要件や基準の変更などは大幅に省略しました。詳細は厚労省や推進協のホームページでご確認ください。

◆ 短期入所系サービス

- ◆ 短期入所生活介護
 - ▽「緊急短期入所所受人加算」を1日60単位↓90単位に充実に変更する▽重度者の対応を強化するため「医療連携強化加算」（新規、1日58単位）を加算する▽小規模多機能型居宅介護と複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）の緊急対応を評価する▽短期利用居宅介護費（単位数は要介護ごと）を新設する。

◆ 通所サービス

- ◆ 通所介護
 - ▽夜間や複数事業所の基準を緩和する▽同一建物居住者へのサービスの評価を適正化する（1カ月600単位減算）。

平成27年度介護報酬改定の要点

（注）算定要件や基準の変更などは大幅に省略しました。詳細は厚労省や推進協のホームページでご確認ください。

◆ 短期入所系サービス

- ◆ 短期入所生活介護
 - ▽「緊急短期入所所受人加算」を1日60単位↓90単位に充実に変更する▽重度者の対応を強化するため「医療連携強化加算」（新規、1日58単位）を加算する▽小規模多機能型居宅介護と複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）の緊急対応を評価する▽短期利用居宅介護費（単位数は要介護ごと）を新設する。

◆ 通所サービス

- ◆ 通所介護
 - ▽夜間や複数事業所の基準を緩和する▽同一建物居住者へのサービスの評価を適正化する（1カ月600単位減算）。

支部便り

神奈川 福岡

制度改定研修会2か所で開催

また2月6日には福岡支部（牟田和男支部長）でも、福岡市中央区の福岡市市民福祉プラザにて

神奈川支部（広嶋稔之支部長）は、1月14日、横浜市の県社会福祉会館で、神奈川支部地域ネットワーク会・平成27年度介護報酬改定についてを開き、約100名が参加した。

また2月6日には福岡支部（牟田和男支部長）でも、福岡市中央区の福岡市市民福祉プラザにて

実践課題試行研修 集合研修Ⅰ開催

三菱総研は2月3日、東京都内で、「ユニットリーダー研修のあり方」調査事業・試行研修の第1回目として集合研修Ⅰを開いた。

この研修は、厚労省26年度老人保健健康増進等事業の一環で、入居者一人一人の状況に臨機応変に対応したケアができるユニットリーダーを育成するため、研修方法の改善を図るのが狙い。

三菱総研が受託し、推進協も協力している。同日、東京都港区のTKP赤坂駅カンファレンスセンターの会場には、約20人が参加。三菱総研人間・生活研究本部の担当者と厚労省高齢者支援課の懸上補佐がそれぞれ挨拶し、研修に入った。

山口健太郎近畿大学建築学部准教授が講義を行ない、グループワーク演習

平成26年度第4期リーダー研修開催

推進協は1月20日から2月5日までの間、福岡、東京（2か所）、大阪の計4か所で、平成26年度第4期ユニットリーダー研修を開いた。

当初は3か所での開催予定だったが、応募希望者が多数のため、東京会場を変更、追加しての開催となった。左表参照。

3日間の座学を終えた受講生は、この後、実地研修施設での5日間の実地研修を受講する。

| 会場 | 受講者数 |
|-----------------|------|
| 福岡（パピヨン24） | 39名 |
| 東京（大田区産業プラザPIO） | 39名 |
| 東京（羽田タートル） | 40名 |
| 大阪（大阪府社会福祉会館） | 24名 |
| 合計 | 142名 |

ユニットケア研修情報

【研修会、勉強会等報告】

■第4期ユニットリーダー研修（福岡、東京、大阪会場）

【今後の予定】

- 2月27日（金）13時30分～15時30分「ユニットリーダー研修のあり方」調査事業・試行研修（東京都港区・TKP赤坂駅カンファレンスセンター）
- 3月2日（月）14時～16時 第4回ユニットケア研修事業推進室会議（東京都港区・A.P品川）
- 3月3日（火）10時～17時40分 ユニットケア研修指導者養成研修修了研修（東京都大田区・大田産業プラザP.O.）
- ユニットケア研修フォローアップ研修10時30分～16時（両日とも）
- 【福岡会場】3月13日（金）リファレンス駅東ビル（福岡市博多区）
- 【東京会場】3月17日（火）TKP新宿カンファレンスセンター（東京都新宿区）